香芝市告示第40号

地方自治法第243条の2の5第1項の規定する普通地方公共団体の長が 定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は次に掲げるとおり とする。

令和6年4月1日

香芝市長 福岡 憲宏

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品壳払代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 地方税(当該地方税に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第1 条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不 申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。)
- (8) 分担金
- (9) 負担金
- (10) 不動産売払代金
- (11) 過料
- (12) 損害賠償金 (第19号に掲げる遅延損害金を除く。)
- (13) 不当利得による返還金
- (14) 国民健康保険料
- (15) 介護保険料
- (16) 後期高齢者医療保険料
- (17) 保育料
- (18) 生活保護の返還金
- (19) 第1号から前号までの歳入等の内、それらに発生した延滞金(第7号に 掲げる地方税の延滞金を除く。)または遅延損害金